

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：八千代市（消防職員除く）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	91%
全職員	66.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— (※1)
本庁課長相当職	98.6%
本庁課長補佐相当職	98.4%
本庁係長相当職	97.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	89.3%
31～35年	88.6%
26～30年	95.2%
21～25年	94.5%
16～20年	93.6%
11～15年	90.8%
6～10年	89.8%
1～5年	82.1%

【説明欄】

1. 任期の定めのない常勤職員における男女給与の差異について

- ・男性の方が時間外勤務時間が長く、一人当たりの時間外勤務手当（休日・夜間含む）の平均支給額における男性に対する女性の割合は64.6%となっている。

2. 全職員について

- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」に関する差異を算出する際に使用した職員人数のうち、会計年度任用職員の人数は、一月あたりの勤務日数を常勤職員の所定勤務日数で除した数値に換算している。（例：勤務日数が10日、常勤職員の所定勤務日数が20日の場合、0.5人に換算）
- ・男性職員の86.3%は任期の定めのない常勤職員、13.7%は任期の定めのない常勤職員以外の職員であり、女性職員の47.2%は任期の定めのない常勤職員、52.8%は任期の定めのない常勤職員以外の職員である。全職員における差異については、女性は任期の定めのない常勤職員以外の職員が占める割合が高いことが影響している。

（※1）区分において女性職員が1人であり、職員の給与が推測し得るため「-」と表記している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：八千代市（消防職員）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	76%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	— (※1)
全職員	78.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— (※1)
本庁課長相当職	— (※2)
本庁課長補佐相当職	— (※1)
本庁係長相当職	— (※1)

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	81.7%
31～35年	— (※1)
26～30年	— (※1)
21～25年	— (※1)
16～20年	— (※2)
11～15年	— (※2)
6～10年	— (※2)
1～5年	86.9%

【説明欄】

3. 任期の定めのない常勤職員における男女給与の差異について

- ・ 男性職員の方が時間外勤務時間が長く、一人当たりの時間外勤務手当（休日・夜間含む）の平均支給額における男性職員に対する女性職員の割合は66.2%となっている。
- ・ 扶養手当の受給者に占める男性の割合は100%となっている。

(※1) 区分において女性職員がいないため「—」と表記している。

(※2) 区分において女性職員が一人であり、職員の給与が推測し得るため「—」と表記している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。